

# 長崎市社会福祉協議会 社会福祉事業助成金 (子ども食堂支援) 募集要領

令和7年4月1日 施行

## 1. 助成金について

この助成金は、地域の子どもたちが気軽に立ち寄り、安心して過ごせる場や栄養のある食事を提供するなど、「子どもの居場所づくり」の取組（いわゆる子ども食堂）を行う団体に対して経費の一部を補助することにより、子どもが健やかに育成される環境整備を促進するとともに、地域の力を活かして子どもの居場所づくりを進めていくことを目的としています。

## 2. 助成金交付対象団体・事業

助成金の交付の対象となる団体は、社会福祉法人やNPO法人、地域住民によるボランティアグループなどの社会福祉団体であって、次の要件を満たすものとします。

- (1) 実施場所が長崎市内であること。
- (2) 食事の提供（食材を調理し、料理を提供する場合に限る。）を行うこと。
- (3) 子どもたちに無料又は低額で食事を提供すること。
- (4) 年間を通じて計画的に運営するとともに、おおむね月1回以上実施すること。
- (5) 既に子ども食堂を開始していること、又は助成金の交付の申請を行う年度内に開始する予定であること。
- (6) 営利活動（※）、宗教活動及び政治活動を目的としないこと。
- (7) 国及び地方公共団体から補助金等の財政的支援を受けていないこと。
- (8) 暴力団または暴力団員の統制下にある団体又は法人ではないこと。

（※）「営利活動」とは、社会福祉法人やNPO法人などが行う収益事業も含む「利益を得ることを目的とした活動全般」をいいます。

### 3. 助成金の内容

(1) 助成の対象となる経費は、助成対象となる事業期間に支出した経費となります。

助成対象事業	助成対象となる事業期間		助成金限度額
	開始日	終了日	
子ども食堂開設事業	4月1日	初回開催日	50,000円を限度
子ども食堂運営事業		翌年3月31日	30,000円を限度

(2) 助成対象となる経費

助成対象経費	主な内容
修繕費	新規開設に必要な設備の改修に係る費用
備品購入費	調理器具購入費、家具購入費（テーブル・イス等）
消耗品費	食器購入費、学習教材費、レクリエーション用具購入費、衛生用品、清掃用品、調理器具、割箸、使い捨てスプーン等
印刷製本費	広告宣伝費（チラシ作成等）
光熱水費	実施施設の光熱水費
通信運搬費	連絡に要する郵送料
使用料・賃借料	実施施設の使用料・賃借料
食材費	食材、調味料費
交通費	開催日当日の、スタッフの公共交通機関利用料、タクシー代、ガソリン代、駐車場代
保険料	ボランティア行事用保険等
その他経費	子ども食堂の運営に係る諸費用（具体的に記載が必要）

## 4. 申請について

### (1) 申請に必要な書類

以下の提出書類をそろえて、長崎市社会福祉協議会へ提出してください。

提出書類	
1	社会福祉事業助成金交付申請書（様式第1号）
2	年間の事業実施計画書（任意様式）
3	年間の事業実施予算書（任意様式）
4	事業で使用する通帳の写し （銀行名、支店名、口座番号、名義のわかるもの）

※その他、参考になる資料がありましたら添付してください。

### (2) 実績報告

事業完了後は、実績報告を行っていただきます。実績報告の際には以下の提出書類を揃えて、長崎市社会福祉協議会へ提出してください。なお、実績報告に向けて事業実績の記録（領収書や写真など）の整理・保管は随時行うようにしてください。

提出書類	
1	社会福祉事業助成金実施報告書（様式第3号）
2	年間の事業実施報告書（任意様式）
3	年間の事業実施決算書（任意様式）
4	開催案内のチラシや開催時の様子が分かる写真等の資料

## 5. 助成金の取り消し

以下に示す内容に該当する場合は、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した額の全部又は一部を返還していただきます。

- (1) 助成金を他の用途に使用したとき。  
（子ども食堂以外の用途には使用できません。）
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 社会福祉事業助成金（子ども食堂支援）募集要領に違反したとき。

## 6. 手続きの流れ

### ① 助成金交付申請書の提出

提出先：長崎市社会福祉協議会  
(〒850-0056 長崎市恵美須町 4-5 3階)  
提出方法：郵送又は窓口に直接持参

### ② 交付決定

- 必要に応じてヒアリングを行います。
- 申請から交付決定まで2～3週間を要しますので、お早めにお申し込みください。  
(助成金が予算上限額に達し次第、締切終了となります)

### ③ 助成金の交付

- 交付日については、審査の結果、交付決定通知書によりお知らせします。

### ④ 事業計画に基づく事業を実施

- 実施状況の把握のため、職員が訪問することがあります。

### ⑤ 実施報告書の提出

- 3月31日までに、実施報告書、事業実施決算書等を提出してください。

### ⑥ 助成金の精算

- 実施報告書に基づき、事業内容を精査し助成金の精算を行います。
- 返還が生じる場合には通知書にてお知らせします。

#### 【助成金に関する問合せ】

長崎市社会福祉協議会 総務係

電話：095-828-1281

メール：soumu@nagasaki-shi-shakyou.or.jp